

平成24年度（第5回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年9月10日（月）

第5回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年9月10日(月)午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

第28号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

出席委員

1番	赤埴満夫	2番	岩谷吉啓	3番	岡田嘉治	5番	垣本 保
6番	吉川きり子	7番	小山喜行	8番	坂田莞爾	9番	阪田洋好
10番	地當博巳	11番	芝崎憲年	12番	杉本正幸	13番	鈴木利朗
14番	竹田敏明	15番	角 是明	16番	中峰 聖	17番	中村省一
18番	西 謙讓	19番	西 豊	20番	東地寧司	21番	平崎茂樹

欠席者

4番 尾鷲壽夫 22番 吉井孝夫

出席した職員

平松・西野・白野

議 長 皆さん、こんにちは。まだ見えていない委員もおられますが始めていき
たいと思います。残暑がまだ非常に厳しくて、うんざりする毎日が続いて
いますが、ここ3～4日前から朝夕涼しくなってきましたので、この分だ
と彼岸の頃には秋らしくなってくると思います。それでは早速ですが、第
5回串本町農業委員会定例会を開催いたします。本日の欠席届の出ている
委員はございません。本日の議事録の署名委員は、12番の杉本委員、1
3番の鈴木委員を指名します。本日の議案は4件となっていますのでよろ
しくをお願いします。それでは議案に入ります。第27号、農地法第3条の
規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説
明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きますして、現地調査報告をお願いします。

西 豊 委 員 19番、西です。

議 長 19番、西委員。

西 豊 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの趣旨説明並びに調査
員の調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたし
ます。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。
議案第28号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とい
たします。事務局、趣旨説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きますので、現地調査報告をお願いします。

中村委員 17番、中村です。

議長 17番、中村委員。

中村委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 それでは、事務局からの説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありませんか。

なしの声。

議長 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。次へまいります。議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きますので、現地調査報告をお願いします。

西豊委員 19番、西です。

議長 19番、西委員。

西豊委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。
議案第30号、地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

坂 田 委 員 8番、坂田です。

議 長 8番、坂田委員。

坂 田 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの説明並びに現地調査
報告に対する質疑があれば伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。以上をもって本
日の議題は全て終了しました。その他の方に入ります。事務局の方で特に
ありませんので、私の方からお願いをしたいと思います。

(今後、議案の少ない定例会の日に、研修を実施する事について提案する)

(平崎委員から地籍調査に関する質問があり、事務局長から担当課に確認すると回答)

事務局 はい。ちょっと、よろしいでしょうか。

以前から何度か話が出ています利用権の設定の使用貸借の事ですが、貸付人から期間途中でも「返せ」と言われた場合、応じなければならないという事になっているんですけど、この前も報告したとおりの受付時にその説明をしています。しかし、「すぐ返せ」と言われてもなかなか難しいところがあるでしょう。そのような方に関しては3条で申請しますと、3条は農地法の縛りがありますので、耕作の継続を主張していく事ができるわけです。

議長 ちょっと事務局に伺いますけど、前回の定例会の時に8番の坂田委員からこの件について質問があり、即答できないので次回の定例会で話をしますという事になっていた件ですか。

事務局 そうです。

議長 坂田委員、よろしいですか。

坂田委員 3条の方でというのと、3条の小作権の設定という事ですね。そうすると、貸借の最長期間はどんだけですか。ミカンや梅の場合は、せっかく出来たのに返さなあかんとなるとね。

事務局 それについては、貸し手と借りる側との話で期間を決めていただくようになります。

坂田委員 はい。

議長 他にございますか。ないようですので、本日の定例会はこれで終了します。ありがとうございました。

14時05分、定例会終了。